

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成27年第11回定例会)

- 1 期 日 平成27年11月18日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後5時00分
- 2 出席委員
- |  |       |     |     |
|--|-------|-----|-----|
|  | 委 員 長 | 原 田 | 孝   |
|  | 委 員   | 梓 澤 | キヨ子 |
|  | 委 員   | 貞 廣 | 齋 子 |
|  | 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |            |     |     |  |
|------------|-----|-----|--|
| 学校教育部長     | 市 瀬 | 秀 光 |  |
| 生涯学習部長     | 広 瀬 | 宏 幸 |  |
| 学校教育部参事    | 田久保 | 正 彦 |  |
| 学校教育部参事    | 早 瀬 | 登美雄 |  |
| 学校教育部次長    | 小 熊 | 隆   |  |
| 生涯学習部次長    | 井 澤 | 修 美 |  |
| 学校教育部副参事   | 竹 田 | 佳 司 |  |
| 教育総務課長     | 小野寺 | 良 夫 |  |
| 学校教育課長     | 天 田 | 正 弘 |  |
| 指導課長       | 上 原 | 宏   |  |
| 給食センター所長   | 星   | 昌 幸 |  |
| 習志野高校事務長   | 長 沼 | 仁   |  |
| 総合教育センター所長 | 西 谷 | 秀 樹 |  |
| 社会教育課長     | 佐々木 | 博 文 |  |
| 生涯スポーツ課長   | 片 岡 | 利 江 |  |
| 青少年課長      | 佐久間 | 心 之 |  |
| 青少年センター所長  | 高 梨 | 秀 胤 |  |
| 菊田公民館長     | 関   | 文 雄 |  |
| 大久保図書館長    | 岡 野 | 重 吾 |  |
| 学校教育部主幹    | 三 角 | 寿 人 |  |
| 学校教育部主幹    | 妹 川 | 智 子 |  |
| 学校教育部主幹    | 田 中 | 憲一郎 |  |
| 学校教育部主幹    | 大河内 | 俊 彦 |  |
| 学校教育部主幹    | 小 澤 | 由 香 |  |
| 学校教育部主幹    | 小 平 | 修   |  |
| 学校教育部主幹    | 安 達 | 幸 希 |  |
| 生涯学習部主幹    | 中 村 | 裕 美 |  |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 平成27年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
- (2) 平成27年度教育費予算案(12月補正)について
- (3) 「平成27年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」の概要について
- (4) 秋津小学校学校運営協議会委員の解任について
- (5) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について

### 第3 議決事項

- 議案第47号 平成27年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第48号 平成27年度末及び平成28年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について
- 議案第49号 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る意見聴取について
- 議案第50号 平成27年度末及び平成28年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について
- 議案第51号 特別支援学級及び通級指導教室の整備計画について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 平成28年度習志野市教育行政方針(素案)について
- 協議第2号 平成28年度教育費当初予算案について
- 協議第3号 学校給食費の改定(案)について
- 協議第4号 次回教育委員会定例会の期日について

## 5 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)、報告事項(2)、報告事項(4)及び報告事項(5)並びに議案第47号並びに協議第1号ないし第3号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

報告事項(2)及び協議第1号ないし第3号の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成27年第10回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

### 報告事項(3)「平成27年度小・中学校児童・生徒数及び学級数推計」の概要について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

児童・生徒数及び学級数推計は、従来から行ってきたものだが、今後の推移を教育委員の皆様にも承知いただくため、昨年度より教育委員会会議においても報告している。今回、平成27年度の児童・生徒数及び学級数推計が取りまとまったので報告するものである。

児童・生徒数及び学級数推計は、将来の習志野市立小・中学校の児童・生徒数を推計し、教育行政需要等に対応する諸計画の策定に資することを目的としている。小学校は0歳児が入学する6年後まで、中学校は2歳児が入学する10年後まで学校別に児童・生徒数及び学級数を推計しているものである。

推計方法については、平成27年度は平成27年5月1日現在の平成27年度学校基本調査の結果による児童・生徒数となっており、平成28年度以降については、年齢計算基準日を当該年4月1日、住民基本台帳の抽出日を平成27年4月末日とする学区別人口を調査し、それぞれの年齢別人口を年度移行させている。その際、就学率については、小学校は100%とし、中学校は過去3年間の平均値を採用した。学区により異なるが、85%から93%となっている。学級数については、学級編制の法的基準はあくまで小学校1年生が35人、他の学年が40人であるが、平成27年度は県の弾力的学級編制措置として、小学校1・2学年及び中学校1学年は原則として、1クラスを35人、他の学年は38人として算出している。平成28年度以降も、27年度の県の弾力的学級編制措置を仮定して推計した。また、今年度より特別支援学級の整備計画を策定していることから、特別支援学級の児童・生徒数及び学級数については、平成30年度までは整備計画に基づき、平成31年度以降は、そのまま推移するものとして反映させている。社会増については、事前協議があった開発について、谷津小学校、向山小学校、谷津南小学校及び第一中学校の推計については、721戸の大型集合住宅及び869戸の大型集合住宅の入居者へのアンケート結果を基に算出した。実花小学校及び第四中学校の推計について、現在販売中のユトリシア五番街については、既に入居済みのユトリシア壱番街から四番街における発生率から算出した。その他、3LDK以上の世帯の開発については、奏の杜とユトリシアの大型集合住宅における平均発生率から算出し、2LDK以下の世帯の開発については、当該学区の今年度の一帯当たりの児童・生徒の発生率を用いて算出した。

推計の概要については、まず小学校16校全体で見ると、平成27年度は児童数8千829人、学級数は317クラスだが、平成28年度以降、右肩上がりが増加しており、平成33年度は児童数1万45人、学級数は351クラスとなる見込みである。次に、中学校7校全体で見ると、平成27年度は生徒数4千164人、学級数は139クラスだが、平成28年度以降、年度により多少の増減はあるものの増加傾向となっており、平成37年度は生徒数4千346人、学級数は143クラスとなる見込みである。

続いて、児童・生徒数が増加傾向の学校について個別に見ると、まず、谷津小学校については、周知のとおり奏の杜地域の開発により、急激に増加の見込みとなっている。平成27年度は児童数926人、学級数は28クラスだが、平成33年度は児童数1千474

人、学級数は普通学級41クラス、特別支援学級2クラスを想定している。この増加に対しては、普通学級の最大学級数を44クラスと想定し、一時校舎を設置することで対応することとしている。今後もしっかりとした対応をしていくべきであると認識している。

次に、谷津南小学校については、奏の杜の3つの大型集合住宅に入居される世帯については、平成42年3月31日までの間、通学区域の暫定措置として通学指定校を谷津南小学校とし、バス通学を導入しているところである。このため平成27年度は児童数377人、学級数は13クラスだが、平成33年度は児童数809人、学級数は26クラスとなる見込みである。谷津南小学校の保有普通教室数は30クラスあることから対応は可能であると見込んでいる。谷津南小学校に行ったら良かったと児童や保護者に思ってもらえる学校づくりをしなければならないと認識している。

次に、向山小学校については、平成32年9月末に仲よし幼稚園跡地に759戸の大型集合住宅が竣工する予定となっており、この世帯の児童生徒の通学指定校を向山小学校としたことから、児童数の増加が見込まれるところである。平成27年度は児童数274人、学級数は12クラスだが、平成33年度は児童数330人、学級数は12クラスとなる見込みである。向山小学校については、保有普通教室数は23クラスあるが、平成34年度以降、児童数はさらに増加していくことが見込まれるので、大型集合住宅の販売に合わせ、入居者へのアンケートを実施するなど、今後の推移について注視していくこととする。

次に、第一中学校については、奏の杜地域の開発による谷津小学校、谷津南小学校及び向山小学校の児童数増加に伴い、平成27年度は生徒数534人、学級数は17クラスだが、平成37年度は生徒数899人、学級数は27クラスとなる見込みである。第一中学校の保有普通教室数は28クラスとなっていることから、平成28年度に予定している大規模改修工事の設計において、生徒数の増加対応を含めて検討していくこととしている。

次に、鷺沼小学校については、大規模な開発はないものの戸建て住宅が増加しており、徐々に増加の一途をたどっている。平成27年度は児童数727人、学級数は25クラスだが、平成33年度は児童数833人、学級数は27クラスとなる見込みである。鷺沼小学校については、保有普通教室数が27クラスであることから、今後の児童数の推移について注視し、状況に応じて対応を図っていきたいと考えている。

次に、ユトリシア周辺の小中学校の児童・生徒数の推移について見ていく。まず、実花小学校については、ユトリシア壺番街から四番街までは通学区域の弾力化措置を取っていること、ユトリシア五番街については実花小学校を通学指定校としたことにより、大幅に増加している。東習志野小学校から実花小学校への通学区域の弾力化措置による異動割合は、50.4%となっている。平成27年度は児童数450人、学級数は17クラスだが、平成33年度は児童数790人、学級数は26クラスとなる見込みである。実花小学校の保有普通教室数が26クラスであることから、放課後児童会への対応も含め、今後も児童数の推移について注視していく。

次に、東習志野小学校については、平成27年度は児童数1千人、学級数は36クラスだが、平成33年度は児童数965人、学級数は37クラスとなる見込みである。これは、ユトリシア壺番街から四番街までの通学区域の弾力化措置や五番街の通学指定校を実花小学校としたことによるものである。平成28年度から30年度をピークに減少する見込みとなっている。

最後に、第四中学校については、大型集合住宅のユトリシアの建設による、実花小学校及び東習志野小学校の児童数の増加に伴い生徒数は増加の一途をたどっている。平成27年度は生徒数670人、学級数は23クラスだが、平成37年度は児童数906人、学級

数は30クラスとなる見込みである。第四中学校の保有普通教室数は、31クラスであるので、今後も生徒数の推移について注視し、状況に応じて対応を図っていく必要がある。

以上、平成27年度の児童・生徒数及び学級推計の概要である。今後もアンケート等を踏まえ、毎年度、丁寧に推計を行い、児童・生徒数及び学級数の推移に注視し、施設整備などの対応を図っていく、と概要を説明

貞廣委員

こうした丁寧な推計を学校ごとに行うことで、後手の対応に回らないことがとても大切であると思う。

人口が減っていく自治体が、ほとんどである中で、本市の推計を見ると現在児童生徒数が増加傾向にあることは、喜ばしいことである。しかしながら、東京の多摩ニュータウンの少子化の例が示すとおり、一時期同時に大量の転入居のあった地域では、その後少子高齢化が急速に進むという事態があり、次の世代の習志野の児童生徒数は減ってしまう可能性もある。この増えてきた子どもたちが、地域に愛着を持って習志野市に住み続けて、30年後も習志野市民であるような魅力ある教育作りが、こうした推計の先には必要だと思う。子どもたちの健やかな成長と習志野への愛着と30年後の習志野市民の姿を考えながら、今の教育を進めて欲しい。次の世代、さらにその先の世代のことも見越して、人員の面でも、質の面でもパワーを維持していただきたい、と要望

小野寺教育総務課長

既に実施している市民意識調査においても、現在、市民が教育施策に求めていることは「教職員の質の向上」、「いじめ、不登校を生まない教育の推進」、「確かな学力を培う教育の推進」であることが見て取れる。本市は「小さな都市（まち）の大きな教育」を合言葉にして、積極的に教育について力を注いできており、今後もしっかりとした気概を持って教育施策について取り組んでいきたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

#### 議案第48号 平成27年度末及び平成28年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)

天田学校教育課長

本議案は、千葉県教育委員会が定めた「平成27年度末及び平成28年度公立学校職員人事異動方針」に基づき、本市の人事異動方針を制定しようとするものである。千葉県の人事異動方針については、昨年度から大きな変更点はない。そこで、本市の人事異動方針についても、概ね昨年度のものを踏襲しているが変更点が2点ある。

1点目は「3 管理職等への登用及び降任について」の(1)「管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等を重視して人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。」としていたものを「管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視して人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。」と改めた。これは県の方針の表現と一致させること、今後、本市として管理職の資質を一層重視する必要性があることから改めるものである。

2点目は「11 再任用職員について」である。「千葉県教育委員会『職員の再任用に関する条例』の定めるところにより任用された意欲と能力のある人材を活用する。」としていたものを「千葉県教育委員会『職員の再任用に関する条例』の定めるところにより任用された意欲と能力のある人材を配置する。」と改めた。これは、任用は県が行うものであり、本市としては、その配置を適切に行うことに努める意味から改めるものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第48号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第49号 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る意見聴取について (学校教育課)**

小澤学校教育部主幹

幼稚園及びこども園の1号認定子どもの保育料は、平成27年度の新制度の施行に伴い、保護者の所得に応じた応能負担に変わった。これにより、市立施設の保育料が大きく変わることから、2年間は現行の保育料に据え置くこととし、平成27年度及び平成28年度は、現行制度に基づく保育料とすることを昨年度3月に規則で定めた。本議案は、平成27年教育委員会第7回定例会において既に協議いただいた、平成29年度以降の新たな保育料について、規則を改正するものである。改正に先立ち、9月に、これから幼稚園・こども園に就園する子どもの保護者を対象に、23か所493人に新たな保育料について説明をした。この結果、概ね保育料について理解をいただけたことから、本日は、規則の改正について提案するものである。

保育料の階層区分は6階層で、0円から最高額は18,600円である。これにより新制度の対象となる幼稚園・こども園は、公立私立の区分なく、基本保育料は同額となる。この制度では、私立幼稚園の新制度への移行が重要な鍵となっている。市内5園の私立幼稚園のうち、現在のところ1幼稚園が平成29年度からこの制度に移行する予定である。他4園についても、前向きに検討すると意向を確認したところである。

本市としては、市民が公立私立を問わず行きたい場所に行ける環境を整えるという観点からも、平成29年度を境に新制度に移行していただけるよう、今後も私立幼稚園に強く要請していきたい、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第49号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第50号 平成27年度末及び平成28年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について (学校教育課)**

小平学校教育部主幹

本議案は、平成27年度末及び平成28年度における習志野市立幼稚園の適正な運営と組織の活性化を図るため、教職員の人事異動についての方針を定めようとするものである。

第1に、一般方針として、総括的事項について記載した。まず、適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努めるという部分に関して、市立幼稚園の教員の年齢構成を見ると、正規職員50人中、20歳台から50歳台までほぼ同率の25%ずつになっている。新規採用職員を配置する場合には、その年ごとに各園に順番に一人ずつ配置し、バランスを崩さないよう努めている。技術の継承を行うためバランスの取れた配置にしておき、今後も続けていきたいと考えている。一方、経験年数については、10年未満が38%と最も多く、それ以降20年未満、30年未満及び40年未満は約20%ずつとほぼ均等である。この10年未満の職員については、人事面だけではなく、例えば園長経験のある再任用職員の指導を仰ぐ等、研修体制の充実も併せて行っていきたい。次に、管理職への適格者の登用に関して、現在、園長については、全て50歳台後半である。一方教頭は、50歳台4人、40歳台7人であり、比較的若い職員を登用している。今後も、年功序列ではなく、能力や実績などから総合的に判断した登用に努めていきたいと考えている。次に、市立幼稚園とこども園及び保育所間の異動に関しては、先生方に様々な経験を積んでいただくため、これまで積極的に行ってきたものである。平成27年度においても、幼稚園から保育所・こども園に異動した職員が7人、反対に保育所・こども園から幼稚園に異動した職員が2人となっている。今後もこのような人事異動を、人事異動方針の中に定めて積極的に行っていきたいと考えている。

第2に、実施事項として、一般方針を踏まえた具体的な方針を記載した。配置換えの基準に関して、同一の幼稚園に原則として5年以上勤務する者は積極的に配置換えを行い、同一の幼稚園勤務年数が2年未満の者もしくは出産休暇、療養休暇又は育児休業中の者は原則として配置換えを行わない。園長の具申及び個人の希望をできるだけ尊重し、適正な配置に努めていく。具申については、1月に園長と部長面談を行い、個人の希望については、随時園長が面接を行い、特に12月に全職員の希望を面接の中で伺っている。このような取り組みの中で希望をできるだけ尊重していきたいと考えている。最後に、出産休暇者、育児休業者、療養休暇者等の代替教員を速やかに確保するという点に関して、今年度については、育児休業者が3人、療養休暇者が1人いるが、こちらは欠員なく補充ができています。今後も速やかに代替職員を確保し補充していきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員

公立幼稚園の規模がかなり小さくなり、こども園が整備されてきているが、この人事異動方針にはこども園の教職員の人事も含まれているのか、と質問

小平学校教育部主幹

こども園の教職員の人事については市長部局所管であり、市長部局については、このような人事異動方針は定めていないが、職員人事における考え方として、こども園、幼稚園及び保育所全て、習志野市が新規採用職員を採用する際に、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を備えた者を新規採用していることから、ほぼ一体として、人事異動方針を取っていききたいと考えている。人事異動方針は、こども園も含めてこのような形に準じて行っていききたいと考えている、と回答

梓澤委員

幼稚園からこども園に異動する場合、幼稚園の教諭免許だけでなく、保育士資格も必要

になると思うが、そのことに対して何か対応しているのか、と質問

小平学校教育部主幹

幼稚園、こども園及び保育所間の異動については、両方の免許・資格を持っている職員を基本に考えていく。しかしながら、こども園については、子ども・子育て支援法により、本年度から5年間は幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば、この間にもう一方の免許・資格を取得することで、こども園に勤務できる緩和措置がある。また、保育士資格の取得についても、通常かかる講義のコマ数がいくつか免除される優遇措置が取られている。このような中で、幼稚園教諭免許のみ持っている者がこども園に異動することも想定している、と回答

梓澤委員

是非、様々な部署で幼児教育に携われるように支援をしてほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第50号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第51号 特別支援学級及び通級指導教室の整備計画について (指導課)

上原指導課長

本整備計画は、平成27年教育委員会第10回定例会において協議いただいた、計画的に自閉症・情緒及び知的障がい特別支援学級を整備していくという内容に、来年度向山小学校の言語障がい通級指導教室が定員の20名を超え、24名になることが見込まれることから、向山小学校の言語障がい通級指導教室を1学級増で設置すること、また、平成29年度に東習志野小学校の言語障がい特別支援学級及び袖ヶ浦東小学校の言語障がい特別支援学級の人数が本年度の40名程度から、50名程度になることが予想されることから、各校とも言語障がい特別支援学級を1学級増で設置することを加えたものである。

今後の通級指導教室への入級人数などについて、教育支援委員会での審議内容を受けて、見直しをしていくことなどを含め、適正就学について研究していく、と概要を説明

貞廣委員

大変重要なテーマであり注目している。定員との関連で、教育支援委員会の審議内容と定員を照らし合わせながら審議していくというような説明があったが、場合によっては本来なら特別支援学級に入った方が良い児童が、定員の関係で入れないことがあり、その状況は将来的にもっと拡大していくという意図が込められているという理解でよいか、と質問

上原指導課長

現在、言語障がい通級指導教室に通っている児童でも、本来は自閉症・情緒障がい特別支援学級に通う方が望ましい児童もいる。言語障がい通級指導教室の中で、情緒的な指導を受けている児童については、これから自閉症・情緒障がい特別支援学級が開設されることもあり、適正な場で指導が受けられるように、人数を踏まえて適正就学を考えていく

いという趣旨である、と回答

梓澤委員

平成27年度から平成30年度にかけて、小学校にこれだけの数の特別支援学級を開設するのに、中学校には1クラスも増えないのはなぜか。また、藤崎小学校、第五中学校及び第六中学校には1クラスも設置予定がないのはなぜか、と質問

上原指導課長

中学校の言語障がい通級指導教室及び自閉症・情緒障がい特別支援学級の人数がほとんど変わらない状況については、小学校6年生で終了するケースが多く、中学校でも継続するケースが少ないことが理由の一つとして挙げられる。児童の発達に応じて、成長が見えてきた場合に、中学校でも特別支援学級に通うかどうかは最終的に保護者の判断で決められる。

また、藤崎小学校、第五中学校及び第六中学校については、今後、児童生徒数の推移を見ながら、平成31年度、32年度、33年度の計画の中で検討をしていきたい、と回答

梓澤委員

どの地域でも必ず特別な支援を必要とする子どもがいると思うので、計画を随時見直しながらしっかりと整備をしていただきたい、と要望

上原指導課長

年度ごとの特別な支援を要する子どもの数の推移をしっかりと見ながら、適正就学を図っていく、と回答

原田委員長

特別な支援を必要としている子どもが、保護者の希望で普通学級に通っている場合に、その対応は学校に任せているのか、と質問

上原指導課長

まず、学校で児童生徒の指導上の問題について検討していく。それから、特別な支援を受けることが望ましい、教育委員会と連携をしていく必要があるとなった場合に、学校から総合教育センターの就学指導の担当者に相談がいく。その中で、その児童生徒を観察し、調査員の先生に見てもらい、特別な支援を受けた方が望ましいとなった場合、保護者に説明して就学について協議を図る。御指摘のとおり、保護者の中には、どうしても普通学級に通うことを希望する方がいることも事実である。その場合には、児童生徒本人の安全や周りの児童生徒の安全を考えて、個人付きの支援員を配置するといった対応を取ることもある、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第51号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第4号 次回教育委員会の期日について協議し、平成27年12月16日（水）

午後3時に決定された。

＜報告事項（1）、報告事項（2）、報告事項（4）及び報告事項（5）並びに議案第47号並びに協議第1号ないし第3号は非公開。  
ただし、報告事項（2）については、平成27年11月24日をもって、協議第1号ないし協議第3号については、平成28年2月22日をもって平成28年度当初予算案が、市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

**報告事項（1）平成27年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について**  
**（教育総務課）**

小野寺教育総務課長

平成27年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について、概要を説明

報告事項（1）は了承された。

**報告事項（2）平成27年度教育費予算案（12月補正）について**  
**（教育総務課）**

小野寺教育総務課長

報告事項（2）は、平成27年教育委員会第10回定例会において議決され、市長に申し入れを行った補正予算についての報告である。

平成27年度 教育費予算案（12月補正）は、市長事務部局と協議を重ねた結果、歳出概要については、申し入れを行った事業費合計4千20万7千円に対し、確定事業費は、1千720万7千円となった。

申し入れた4つの事業の中で、2番の小学校施設改善整備事業のうち、秋津小学校の揚水ポンプ機器等の更新工事については、老朽箇所の更新については、認められなかったものの、緊急性が認められる不良箇所の更新については、予算を流用することで対応することとなったものである。財政課との協議の中で、設備について老朽化は認められるものの、不良箇所を更新することで機能は担保できると判断をし、今後においては、全体事業費も見た中で学校施設を総合的に判断し対応していくこととした。

また、この工事については、年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定して対応する予定であったが、不良箇所の更新のみとなったことで、年度内完了が見込まれることから、繰越明許費の設定は不要となったものである。この他の事業については、申し入れ額どおりの補正額として確定となった。

この補正予算案については、11月24日から開会予定の平成27年習志野市議会第4回定例会に提案することで協議が整ったので報告するものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

報告事項（４）秋津小学校学校運営協議会委員の解任について（指導課）  
報告事項（５）秋津小学校学校運営協議会委員の任命について（指導課）

上原指導課長

秋津小学校学校運営協議会委員の解任について及び秋津小学校学校運営協議会委員の任命について、概要を説明

報告事項（４）は了承された。

報告事項（５）は了承された。

議案第４７号 平成２７年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について（教育総務課）

小野寺教育総務課長

平成２７年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第４７号は原案どおり可決された。

協議第１号 平成２８年度習志野市教育行政方針（素案）について（教育総務課）

小野寺教育総務課長

平成２８年度は、平成２６年度から平成３１年度までの６年間を実施期間とする教育基本計画の前期実施計画の最終年度となる。平成２８年度の教育行政を展開していく中で、「平成２７年度習志野市教育行政方針」、「平成２７年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」や国・県の最新の動向を踏まえた検討を行い、「平成２８年度習志野市教育行政方針（素案）」を作成したものである。教育行政方針については、教育基本計画の４つの政策、１８の基本方針、それらに基づく施策及び小施策ごとに、平成２８年度に重点的に実施する項目を掲げてある。本日の協議内容を受け、改めて「平成２８年度習志野市教育行政方針（案）」を作成し、最終的に平成２８年教育委員会第２回定例会において議決事項として提案する予定である。

最初に、今後の教育予算について、教育委員会では、子どもたちの安全・安心・快適な学習環境の整備を図るため、ハード面においては老朽化している学校施設について学校施設再生計画に則り、トイレ等の改修を含めた大規模改修工事に取り組むほか、持続可能な社会教育施設の整備として、利用者の安全性や快適性を確保するための施設の改修・整備、既存施設の活用の工夫に努めていく必要があると考えている。また、ソフト面においては、市民意識調査の中で特に学校教育の施策として求められている「教職員の質の向上」、「いじめ、不登校を生まない教育の推進」及び「確かな学力を培う教育の推進」により一層取り組んでいく。このほか、社会教育の施策として、「いつでも、どこでも、誰にでも」生涯にわたって学んでいくことができるよう、人生の各段階において必要とされる学習の場や機会の整備に努めていくことが求められていると考えている。

続いて、各施策に関し、「３ 信頼を築く習志野教育の進展」の「（１）いじめ・不登校の

未然防止、解消に向けた取り組みの進展」については、習志野市では、いじめ防止対策推進法や国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「習志野市いじめ防止基本方針」の策定に取り組んできた。この基本方針で定めるいじめの防止等の対策に関する基本理念のもとに、市全体でいじめ防止について取り組んでいかなければならないと思っている。この基本方針の中では、いじめ防止に関する基本的な考え方を示している。学校で実施すべき施策、いじめ防止等のために地方自治体を実施すべき施策及び重大事態への対処ということが定められており、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づく施策を展開していく必要があると考えている。

次に、「4 子どもの生きる力を育む教育の充実」の「(1) 確かな学力を保障する教育の推進」については、個に応じた指導の充実のために、TT（ティーム・ティーチング）や少人数指導を工夫し、改善をし、分かる授業の展開が必要であると考えている。また「(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進」の「②豊かな心を育てる道徳教育の充実を図ります。」では、小中学生の規範意識の低下が危惧されている中で、豊かな心を育てる道徳教育の充実を図る必要があると考えており、このようなことにしっかりと取り組んでいきたい。

次に、「7 社会教育の充実」の「(1) 学習機会の充実」の「①多様な学習機会の提供を推進します。」及び「(3) 社会教育指導者の確保と養成」については、前述のとおり、社会教育の分野においては、「いつでも、どこでも、誰にでも」生涯にわたって学んでいくことができるよう、人生の各段階において必要とされる学習の場や機会の整備に取り組んでいく必要があると考えている。

本方針については、これら4つの政策、18の基本方針に基づき、ソフト面もしっかりと取り組んでいくための指針として定めた。詳細については、協議第2号の平成28年度教育費当初予算案の中で詳しく触れていきたいと思う、と概要を説明

#### 貞廣委員

学校施設については、修繕が必要な部分があると、校長先生や教頭先生はソフト面でのマネジメントよりもその修繕の対応に気持ちも予算的な部分も行きがちで、マネジメントがどうしても矮小化してしまうと思う。修繕という意味での学校施設の充実は必須であると思うので、子どもの安全も含めて、是非施策を進めていただきたい。

本方針については、どの政策に関しても、人材の確保が絶対に必要であると思うので、やはり、しっかりと人を配置して実施に向けて取り組んでいただきたい。例えば、「3 信頼を築く習志野教育の進展」の「(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展」については、スクールカウンセラーだけではなく、スクールソーシャルワーカーが、特別支援教育については、専門性を持った先生やコーディネーターが、必要になると思う。授業充実のためにICTの授業活動を図るためには、ICTの支援員が必要であり、支援員が配置できず通常の教員だけでICTの授業活動を行うというのは、今の業務の中では厳しいと思う。また、地域に開かれた学校づくりを推進するにあたっては、是非、社会教育主事免許を持った教職員の配置を検討していただきたい。社会教育主事免許を持った、社会教育や地域連携の専門性を学んだ教職員に地域連携担当教員として校務分掌として取り組んでいっていただきたい。

最後に、本行政方針の政策については、それぞれがばらばらにある政策ではなく、お互いに有機的に繋がった政策であると思うので、是非、そのような部分にも配慮して進めていただきたい。例えば、前述のとおり、地域に開かれた学校づくりを推進するためには、社会教育主事免許を持った教職員が必要であると思うが、それと同時に、その地域におい

でも学校と地域の連携についての理解を深める必要があると思う。そのために、学校を支援する、あるいは学校からの発信に応じてそこで学習する市民の場となるということも必要だと思う。現在、国も、学校と地域の連携をより重視した社会教育の土俵を作るということを言っている。市民の学習と学校への支援、そして支援される学校と地域づくりに貢献する学校といった、その両方に利がある関係を作っていくために、学校から地域に発信するだけではなく、「7 社会教育の充実」の「(2) 学習成果の活用」に「地域活動への理解と参画を図る学習を展開していきます。」とあるように、社会総がかりで、子どもたちを育てる時に、単に学校を助けるということではなく、地域を学び自ら地域を作っていくという社会教育の営みになると思うので、そうした形で各基本方針間の連携を意識しながら進めていただきたい、と要望

小野寺教育総務課長

まず、学校施設については、児童生徒の急増期に作られた施設であることから老朽化は否めない状況となっている。施設改修の全てを市の単独事業で実施することが困難であることから、しっかりと国の補助金を活用しながら計画的に対応していきたい。

次に、人員に関しては、例えば県によるスクールカウンセラーの配置については、本市では全中学校に配置され、小学校についても一部の学校ではあるが、拡大配置されている。文部科学省では、財務省と予算協議をしている段階ではあろうかと思うが、このスクールカウンセラーの拡大配置も検討しているようであるので、しっかりと情報を取り入れながら、国や県に要望していきたいと考えている。

最後に、地域との連携については、前例にとらわれずに、しっかりとしたやる気と気概を持って、縦割りにならないように、協力しながら取り組むべき課題であると考えている。本市にはコミュニティスクールや学校評議員制度があるので、そのようなところでの地域との連携の中で、しっかりとした取り組みをしていくべきであると考えている、と回答

貞廣委員

本市においては、学校支援地域本部は全校に設置しているか、と質問

上原指導課長

学校支援ボランティアの中に学校支援地域本部の機能を有し、全小中学校に設置している、と回答

貞廣委員

今後、どの学校もコミュニティスクールに発展的に移行していく方針が国として取られていくようであるが、その時に、いきなりコミュニティスクールにすると、全然学校を知らない、スクールリテラシーの無い人が学校に入ってくるのではないかと、学校側が身構えてしまい、良い関係を築き損ねてしまう事例があると聞いている。学校支援地域本部の段階で、是非、地域の方には学校のことを、学校の先生には地域のことを学んでいただき、人材を育てて、しっかりと準備をしてから、発展的にお互いが良い関係を築けるコミュニティスクールにして欲しい、と要望

原田委員長

学校と地域の連携について、現在、学校と保護者の間に何かトラブルは起きているのか、

と質問

上原指導課長

学校からは、地域との連携について現段階で大きな問題は起きていないと報告を受けている。また、学校が地域行事に関わっていくことについては、重要な課題として今後も研究していく、と回答

原田委員長

先日、谷津南小学校に行き、児童の祖父母が授業に参加していて、そのような環境は非常に大切であると感じた。地域の方との積極的な連携を図れる環境作りに努めてほしい、と要望

上原指導課長

地域人材の積極的な活用については、公民館で活動しているサークル等も谷津南小学校などで関わっていただいている。今後も、そういった部分で上手く連携していきたい、と回答

原田委員長

本日欠席の古本委員より、この協議事項について、意見をいただいているので、私の方から、代わりに述べさせていただく。「現在、私も子供を育てている一人だが、育児について色々考えさせられることもしばしばである。さらに、日常の診療をしている中で、子供に過度に干渉したり、子供の自主性を損うと思われる言動の親御さんをしばしば散見する。このような親御さんは、どちらかと言えば教育に非常に熱心な方が多いように見受けられる。ということは、このような親御さんへの啓発活動や、教育相談などを行うことによって、子供のより良い教育に結びつくのでは無いかと考える次第である。現在の教育の中に、子供教育を行っている親御さんへの教育や、研修会、講演会など、決して単一的ではない、バラエティーに富んだ親御さんの教育サポートのシステムがあれば、そのような親御さんの改善、または悩まれている部分の一助になれるのではと思う次第である。子供を育てながら、大人も学んでいくものだと思うが、親御さんの子供の教育をサポートできるシステムがあれば、いじめの問題など行き着くところ、家庭の問題に起因すると思われる部分の解決の手助けになるのではと思う。先生方の若年化が進む中、先生方も、育児をしながら、子供の育て方を悩みながら、教師としての仕事を行っていることと思う。個々の先生の能力に依存するだけでなく、親御さんの育児、教育全般を底上げできるようなシステムがあれば、個々の先生方の負担を減らすことにもなるのでは無いかと考える。もちろん、現在の先生方による個々家庭へのサポートはあるとは思いますが、必要であると思うが、このような点からも子供の教育のサポートの方法があれば良いのではと思う。御考慮いただければ幸いです。」、と発言

佐々木社会教育課長

家庭教育について、社会教育の観点から説明する。生涯学習部としては、公民館事業として3歳児を持つ親を対象にした幼児家庭教育学級、PTA会員を対象としたPTA家庭教育学級、6ヶ月から12ヶ月の子どもを持つ親を対象とした育児講座等の家庭教育についての講座を全公民館において開催している。その他、千葉県でもいくつか家庭教育プロ

グラムがある。例えば、親の学びプログラム活用推進ということで、千葉県が家庭教育を支援するためのプログラムや子育てサポートリーダーの教育講座を、家庭教育支援研究会では、家庭教育に関する講演やグループ討議といったものを開催している。

このような家庭教育についての情報が生涯学習部に入って来た際は、随時、小学校、PTA、公民館、子ども関係の部署及び福祉関係の部署に情報提供して、参加者を募っている。家庭教育については、生涯学習と社会教育という観点で、このような形で取り組んでいる。公民館事業の中でも、家庭教育については力を入れている部分であるので、今後も引き続き取り組んでいきたい、と回答

上原指導課長

学校教育の立場から家庭教育について説明する。まず、学校に来る子どもを見て、親を知るということも多い。日頃の子どもの様子から家庭の様子が見えてくる部分があり、その中で、学校としては親の意見を聞く機会として、個別の面談を用意したり、あるいは家庭訪問に行ったりしている。スクールカウンセラーについては、親からの相談も受けられる体制になっているので、それを活用した形で、家庭の中の困り感や家庭教育についての悩みの部分について対応をしている。担任が家庭訪問や面談をする中で、子どもの困り感が、実は、家庭の中の経済的な要因等があると推測される場合には、民生児童委員などと連携を取っている。子どもの悩みではあるが、親が困っているところを聞き、地域で育てるという形の連携を取っている。今後も、委員の指摘のような形で子どもの教育的サポートについて検討していきたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

## 協議第2号 平成28年度教育費当初予算案について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

協議第2号は、平成28年度予算編成にあたり、新規に取り組む事業等について協議をするものである。

まず平成28年度の予算編成方針について説明する。予算編成の基本方針として、平成28年度は基本構想に掲げた本市の将来都市像である、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」の実現に向けて、前期基本計画に基づき7つの重点事項が示され、教育委員会を含めて全庁的に、これに則り、予算編成に取り組むこととなるものである。提示のとおり、「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」のほか、「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興の推進」、「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」、教育委員会に係る事項については、「子どもが健やかに育つ環境の整備の推進」、「未来をひらく教育の推進」、「公共施設再生計画に基づく、公共施設再生の推進」、また、「第一次経営改革大綱の着実な実行による財政健全化の推進」が掲げられている。予算作成にあたっての総括的事項として、扶助費を除く、経常的経費は「庁内分権型予算」による配当方式、臨時的経費や政策的経費、扶助費は要求に基づく一件査定方式により、予算作成に取り組むこととしている。

次に予算編成のスケジュールについて説明する。市長より示された予算編成方針に基づき予算案を作成し、この編成過程について、本日、平成27年教育委員会第11回定例会

の中で、平成28年度予算編成にあたり、新規に取り組む事業等について協議をさせていただき、教育費当初予算案として取りまとめを行い、第12回定例会では、市長に申し入れを行うための議案として提案する。平成28年度教育費当初予算案として確定したものについて、平成28年教育委員会第2回定例会の中で報告する予定である。

教育委員会における予算編成の考え方については、平成28年度の重点目標、目指すべき成果として、本市教育基本計画では、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標に掲げていることから、学校、家庭、地域社会が連携して、子どもたちに変化の激しい社会を生き抜くための知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけさせるとともに、幼児から高齢者までのすべての市民が生き生きと充実した学習活動に取り組める生涯学習社会の構築を目標とする。

次に、目標を達成するための方針については、本市教育基本計画に位置付けられた、4つの政策と18の基本方針に基づき、事業を展開していく。その内容について、1つ目の政策は、「未来をひらく教育の推進」である。幼児教育の向上では、2つの基本方針が、学校教育の向上では、4つの基本方針が、2つ目の政策は、「生涯にわたる学びの推進」であり、5つの基本方針が、3つ目の政策は、「学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進」であり、3つの基本方針が、4つ目の政策は、「教育環境・学習条件の整備」であり、4つの基本方針が、即ち、これら4つの政策と18の基本方針が、目標を達成するための事業展開の方針となるものである。

次に具体的に取り組む主要事業について説明する。1つ目の政策の「未来をひらく教育の推進」のうち、基本方針1の「生きる力の基礎を育む幼児教育の向上」として、幼稚園奨励費補助費では、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園及び市内幼稚園類似施設園に通う園児の保護者の負担を軽減するため、保育料等の補助に取り組む。

基本方針3の「信頼を築く習志野教育の進展」として、特別支援教育推進事業では、向山小学校に言語障がい通級指導教室を平成28年度開設に向けて、大久保小学校と谷津南小学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を平成29年度開設に向けて、取り組む。いじめ問題対策事業では、いじめの防止等に対応するための組織「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策委員会」に関係機関や関係団体の人材を招聘し、関係者が連携して本市のいじめ問題に取り組む。学校問題対応対策事業では、学校で発生する重大事故・トラブルへの初期対応に対し、弁護士や精神科医などの専門的知識を持った方の意見を伺い、学校の混乱を最小限にとどめることに取り組む。サポート教員事業では、増置教員数が少ない小規模校への教員の業務量適正化を目的とした教員の配置に取り組む。

基本方針4の「子どもの生きる力を育む教育の充実」として、校外活動事業では、市内中学校音楽部活動の充実を支援するため、音響効果の高い習志野文化ホールを活動の場として借り上げ、音楽のまち習志野の活性化への寄与に取り組む。

基本方針5の「子どもを未来につなげる教育の展開」として、バス通学児童支援事業では、平成42年3月31日までの間、通学区域の暫定措置として谷津小学校から谷津南小学校に通学指定校が変更となる児童に定期券を交付する。また、併せて、バス乗車停留所及びバス車内に安全整理員を外部委託により配置する。

基本方針6の「魅力ある市立高校づくり」として、高等学校総務事務費では、国際理解、語学力向上のために毎年行っている海外語学研修について、引率教員を1名から2名に増員することで、参加生徒を増やし、より研修を強化し、研修効果を高める取り組みを行う。

基本方針8の「文化財の保存と活用」として、文化振興事務費では、袖ヶ浦西幼稚園に仮収蔵中の民俗資料、市史関係資料等の収蔵場所を確保するため、市有地にコンテナ倉庫

を設置する。

基本方針10の「生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進」として、市民スポーツ指導員活動事業では、地域スポーツ活動の推進を図るため、市内16地区を中心に活動している市民スポーツ指導員の更新時期に合わせ、養成講座を実施し、新しい指導員を育成する取り組みを行う。

基本方針11の「青少年健全育成の推進」として、地域で子どもを育てる環境づくりの推進として、放課後児童会の運営の充実を図っていく。平成28年度は、放課後児童会運営費では、放課後児童会相談員の増員を行うとともに、支援員及び補助職員の待遇改善のため、賃金アップに取り組む。また、放課後児童会施設整備事業では、上学年の入会に伴い、大規模化が見込まれる実花小学校、大久保小学校及び大久保東小学校の余裕教室を活用し、プレイルーム等の施設整備を行うほか、夏季休業中に使用する余裕教室に空調の設置を行う。

政策のひとつ、「教育環境・学習条件の整備」について、基本方針15の「安全で潤いのある学校環境の整備」として、安全・安心・快適な学校環境の整備に向け、学校と連携を図りながら取り組んでいく。具体的には、小学校及び中学校施設改善整備事業として、各小中学校における法令に基づく指摘事項の改修工事及び児童・生徒の安全確保の観点から早急な対策が必要な老朽化対応工事並びに円滑な学校運営を行う上で必要な改修工事に取り組む。小学校及び中学校大規模改造事業では、袖ヶ浦西小学校、大久保東小学校、東習志野小学校及び第四中学校の大規模改造工事に取り組むほか、平成29年度に工事を計画している、屋敷小学校及び第一中学校の大規模改造工事のための設計に取り組む。谷津小学校校舎改築等事業では、谷津小学校の校舎及び体育館等の全面改築に向けた設計業務に取り組むとともに、併せて、一時校舎を含む工事期間中、谷津小学校のグラウンドが狭隘となることから、近隣の公園の活用にあたり、安全整理員の配置に取り組む。第二中学校体育館改築事業では、老朽化した第二中学校体育館の建替え工事に取り組む。また、中学校音楽室空調設備設置事業では、中学校の音楽室への空調設備の設置に取り組む。このほか、高等学校施設整備事業では、小中学校と同様に、高校における法令に基づく指摘事項の改修工事及び生徒の安全確保の観点から早急な対策が必要な老朽化対応工事並びに円滑な学校運営を行う上で必要な改修工事に取り組む。幼稚園施設管理事業では、幼稚園舎等の老朽化対応工事等に取り組む。給食センター施設整備事業では、給食センターの老朽化対応工事及び衛生面改善工事に取り組む。また、給食センター建替事業では、老朽化する学校給食センターについて、平成31年度稼働を目指し、建替えを行うべく、平成27年度に引き続き、アドバイザー業務委託を行うとともに、PFI事業者選定のための審査委員会の開催に取り組む。

基本方針16の「持続可能な社会教育施設の整備」として、習志野文化ホール大規模改修事業では、平成29年度から3年間の継続事業で大規模改修工事を行うための実施設計に取り組む。公民館施設整備事業では、菊田公民館、新習志野公民館及び袖ヶ浦公民館の老朽化対策改修工事に取り組む。図書館施設整備事業では、藤崎図書館の安全対策及び老朽化対策改修工事にかかる設計に取り組む。青年の家施設整備事業では、富士吉田青年の家の安全対策及び老朽化対策のための補修及び塗装工事に取り組む。

基本方針17の「健康・体力を育むスポーツ施設の整備」として、体育施設管理運営費では、東部体育館の体育館天井の非構造部材の耐震強度に係る点検調査等に取り組む。体育施設整備事業では、実籾テニスコート、秋津サッカー場及び東部体育館に係る中規模改修に係る防水、外壁塗装及び給排水改修工事等を実施するための設計に取り組む。

以上が、協議したく提案した、教育費当初予算の中で、新規に取り組む事業等についてである、と概要を説明

梓澤委員

総合教育センターのプラネタリウム館についてまったく触れられていないが、プラネタリウム館の現状を伺いたい。また、今後プラネタリウム館をどのように利用していくつもりか、と質問

小野寺教育総務課長

総合教育センターのプラネタリウム館の位置付けは、教育機関設置及び管理に関する条例の中では、総合教育センターの附属施設としてプラネタリウム館を設置するとなっている。このプラネタリウム館は、昭和59年に開設され、平成21年度まで運営を行っていた。現在は、平成22年4月1日から休止状態となっている。昭和59年の開設以降、投影機等の老朽化が進み、この老朽化を解消するためには多額の経費が伴うということから休止し、現在に至っている。総合教育センターでは、情報教育の推進、教員の研修及び教育相談という大きな使命を持っており、併せて科学教育の振興という部分も大きな使命として担っている。プラネタリウム館の機能をそのまま維持していくか、あるいは科学教育の振興という部分に特化して、子どもたちの居場所づくりの観点から、ロボット教育や科学教材を活用した科学学習の場として活用するのか、様々な角度から検討していきたいと考えている。プラネタリウム館の今後については、改めて提示し、協議する場を設けたい、と回答

梓澤委員

ずっとプラネタリウム館を休止状態にしておくのではなく、是非、次の用途を早急に検討していただきたい、と要望

貞廣委員

「3 信頼を築く習志野教育の進展」として、サポート教員事業では、非常勤講師を市費で雇用するという説明があったが、詳細を見ると、1名とある。もっと多くの教員を採用したいが、これが折衝の限界であるということでこのような予算案を出しているのかと思う。これだけアイデアがあってもこのような予算の形しか取れないというのは、教育委員会の事務局としてもモチベーションを保つことが大変だと思うが、是非1名でも予算が確保できるよう頑張っていただきたい。これから市長事務部局と折衝していくことになり、最前線に立ち大変なことと思うが、しっかりと予算を認めていただけるようお願いしたい。

学校問題対応対策事業については、平成27年度は予算が認められなかったが、とても重要な事業であると思うので、是非平成28年度は予算をつけていただきたい。そこで、どのように、いかに学校に特化した専門家でなければならないのかということ、どのような点において学校に特化した専門家への意見を求めることが必要なのかということを説明するつもりなのか。また予算を認めてもらうための対策はあるのか、と質問

天田学校教育課長

学校では様々なことが日々起こっており、早急に対応しなくてはならない部分において、

法的根拠に関しては弁護士に専門的な知識をいただき、正しい対応をしていく必要がある。このような部分を説明していくしか策がないというのが、正直なところである。今までは、様々な部分で市長事務部局で行っている法律相談を利用して対応してきたが、より早急な対応をするという意味で、このような事業を提案し予算立てをさせていただきたいと考えている、と回答

原田委員長

学校問題対応対策事業は3年連続で予算要求しているのではないかと質問

天田学校教育課長

そのとおりである、と回答

貞廣委員

市の法律相談では行き届かない部分があった事例や、教育問題に関して専門性の高い弁護士に相談していたら、よりふさわしい対応ができたと思われる事例があったなど、根拠をしっかりと用意してほしい。やはり学校問題については、学校に特化した方でない専門性の観点からも難しいと思う。総合的な法規の専門家と、教育問題や子どもと家庭の問題に関する法規の専門家では、学校問題においては、より後者の方が望ましいと思うので、是非、今回は相当理論武装していただき、予算の確保に努めていただきたい、と要望

小野寺教育総務課長

サポート教員事業の1名については、しっかりと根拠を持たせて予算確保に努めていきたいと考えている。基本的に教員については県の配置であるが、袖ヶ浦西小学校のような小規模校については、加配教員の確保が難しい状況である。どの学校においても、少人数のための学習を実施しており、加配教員を活用しながら子どもたちの教育活動を支えているところである。そのような中で、小規模校は小規模校なりの学習を行っているが、市単独事業でサポート教員を配置させていただくことで、どの学校でも同様の教育が展開できるようにするのがこの事業の狙いである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は協議を終了した。

### 協議第3号 学校給食費の改定(案)について

(学校教育課)

妹川学校教育部主幹

学校給食は、学校給食法の中で規定されているとおり、子どもの心身の健全な発達に資するものであり、食育という観点からも重要な役割を果たしている。その目的を達成するため、文部科学省では学校給食実施基準により、子どもたちに必要な食品構成でバランスよく給食を提供するように定めている。

現在、本市の学校給食については、平成21年度に改定した給食費によって運営している。しかしながら、平成27年度において次の3つの理由により現在の給食費による運営が困難な状況になってきている。まず、消費税が5%から8%に引き上げとなったことにより、給食食材の価格が実質3%以上、生鮮食品については10%以上上昇しているため

である。次に、諸外国の不安定な経済状況や世界的な気候変動の影響を受けて、給食食材の価格が高騰しているためである。最後に、食の安全や食育の観点から給食食材については、引き続き地元の野菜や地場産・国内産のものを優先的に利用していきたいためである。以上の理由から、学校給食費を改定させていただきたいと考えている。改定予定額については、保護者の負担を最小限に抑えた金額ということで算出した。幼稚園及び小学校低学年については、現在1食250円のところを30円上げた280円、小学校高学年については、現在1食290円のところを40円上げた330円、中学校については、現在1食320円のところを45円上げた365円にさせていただきたいと考えている。この値上げによる影響額については、月額平均505円から757円増額となる予定である。学校給食費の改定時期については、平成28年4月分からを予定している。

次に、改定額の積算の根拠を説明する。基本物資の価格への対応という点では、基本物資である米・パン・牛乳の価格が消費税の上がる前の平成25年度と比較して、約1.1倍値上がりしている。その他の食材の価格改正への対応という点では、基本物資以外の肉類・魚介類等の食材の価格が、単独校で1.50倍、給食センターで1.26倍値上がりしている。食品構成による比較という点では、バランスよく様々な食品群を取り入れて1食の献立として計算した時の比較では、単独校小学校は30.64円、中学校は47.19円、給食センターは40.19円の上昇となる。

近隣市の状況としては、まず、来年度改定を予定しているのが本市と市川市である。調査した近隣5市の給食費1食単価と比較すると、小学校低学年は、来年度は、市川市と同等で習志野市が1番高い。小学校高学年についても、市川市が改定するが、本市の330円は近隣市の中で1番高くなっている。中学校については、本市は365円となるが、市川市が372円となり、本市は2番目に高い金額である。なお、八千代市と浦安市については、主として給食センター校となっており、食材を大量発注できることで食材価格が安く抑えられていると考えられる。

最後に、今後の予定として、保護者への周知説明については、まずPTAの役員に丁寧に説明して理解をいただき、意見をいただきながら、全体に周知等を図っていききたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員

値上げしなければ学校給食を支えることが難しい状況であることは理解したが、一方で、価格を抑えるために何か工夫をしているのか、と質問

妹川学校教育部主幹

本市の学校給食は、前述のとおり地場産・国内産を優先的に利用していきたいということで、食材については、極力海外産の安い食材ではなく、地場産・国内産かつ地元業者を積極的に利用しており価格を抑えるのは厳しい状況である。しかしながら、給食センターにおいては、食材の一括大量購入をして価格を抑えられる。また、単独校についても、基本的にはそれぞれの学校で食材の購入をしているが、その中でも共通して購入できるものは共同で購入し、価格を抑えるように努めている、と回答

梓澤委員

給食費の値上げ額については、年間で見た場合はいくらの負担増になるのか。対象の学年ごとに教えてほしい、と質問

妹川学校教育部主幹

まず、年間給食実施日数は、各学校各学年によって差はあるものの約185日から193日である。この日数から算出すると、幼稚園・小学校低学年については年間5,500円強、小学校高学年については7,400円前後、中学校については8,330円程度の値上がりとなる、と回答

梓澤委員

かなり大幅な値上がりであると思う。給食費を値上げするにあたっては、食材の調達方法や給食費の算定根拠などを、しっかりと保護者に説明できるように対応していただきたい。また、子どもたちに安全で魅力ある給食を提供して、学校給食を通して子どもたちの心身の健全な発達と食に関する指導に努めていただきたい、と要望

原田教育長

給食費の徴収方法が変わったことで徴収率は改善したのか、と質問

妹川学校教育部主幹

9月より給食費の徴収方法が変更になり、第1回目の引き落としを11月2日に行ったところ、残念ながら口座の残高不足で引き落としができなかった家庭が若干ある。それらの家庭に対し、直ぐに納付書と併せて市長名での督促状を送ったところであるので、その反応に注視していく、と回答

原田委員長

給食費が値上がりすると、支払っている保護者と支払っていない保護者がいる状況は、今まで以上に不公平感を大きくすると思う。しっかりと給食費を納めてもらうように努めていただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第3号は協議を終了した。

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言